

法改正まとめ ～石綿除去等作業はどう変わったのか～

●大防法／石綿則の改正概要

ケイ酸カルシウム板第一種の作業場隔離や石綿含有成形板等の非破壊解体等、昨年10月から一部が施行されている改正アスベスト関連法令だが、今年4月1日に本格施行された。3月に公開された「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（暫定版）」等をもとに、改正内容を整理したい。

建材の規制対象が拡大

特定建築材料の対象が拡大され、レベル3建材にも作業基準が適用される。規制強化後は、石綿含有建材が使用されている建築物・工作物の解体等工事は全て特定粉じん排出等作業（特定工事）に該当する。吹付石綿や石綿含有保温材等の除去作業および囲い込み作業時は、作業開始の14日前までに都道府県および労働基準監督署に届出を行う。

石綿含有仕上塗材の除去工事時は作業場所の隔離（負圧は不要）および湿潤化が必要だ。ただしウォータージェット工法、超音波ケレン工法等なら隔離不要とされた。散水等の湿潤化が難しい場合は除じん性能付き電動工具等を使用することとなる。元請業者だけでなく、下請業者も作業基準を遵守する。

特定工事（レベル1～3）の元請事業者は作業の結果を発注者に書面で報告するほか、作業の記録を写真等で作成し3年間保存する。除去作業等の後は、作業場の隔離を解く前に、作業が適切に完了したことを資格者（除去作業の石綿作業主任者または事前

調査ができる有資格者）が目視で確認する必要がある。

全部材を調べる事前調査の キーワードは「2006年9月1日」

事前調査の方法が明確化された。工事対象となる全ての部材について設計図書および目視で事前調査を行い、調査結果の記録を3年間保存するほか、写しを工事現場に備え付ける。非含有建材と判断するには、製品を特定した上で、製造日や成分情報を確認する。06年9月1日以降に製造された製品なら非含有として扱うことができる。事前調査で判断できない場合は分析調査を行うか、石綿含有建材等として適切に除去、処理をする（みなし含有）。

なお、解体対象が設計図書等で06年9月1日以降に着工した建物と判明した場合はこれらの目視調査は必要ない。設計図書等による着工日の確認は専門知識が不要のため、無資格者でも行うことができる。過去に事前調査と同等の調査が行われている場合も、再度の調査は不要だ。

不適切な調査や除去作業に罰則

以前から大気汚染防止法のアスベスト関連項目に罰則はあったが、不適切な作業そのものを処罰する性格のものではなかった。不適切な事前調査が行われたり、改善命令を行う前に工事が完了したりしてしまう事例が確認されたことから、新たに直接罰が創設された。

●主な施行時期

施行時期	石綿障害予防規則改正概要	大気汚染防止法改正概要
2020年10月1日	●ケイ酸カルシウム板第1種の作業場隔離義務（破砕作業の場合） ●成形板等は切断、破砕等による除去工事の原則禁止	—
2021年4月1日	●工事に係る事前調査の方法の明確化 ●保温材等除去工事の計画書の届出義務 ●アスベスト対策工事における集じん・排気装置、負圧の点検、および資格者による完了検査義務 ●仕上塗材の作業場隔離義務（電動工具の場合） ●労働者ごとの作業の記録項目の追加 ●作業実施状況の写真等による記録の義務化 ●発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮の義務化	●石綿含有成形板等（レベル3）も対象建材へ拡大 ●解体工事に係る事前調査の方法について規定 ●3カ月以下の懲役または30万円以下の罰金 ●石綿含有成形板等（レベル3）にも作業基準適用（ケイ酸カルシウム板第1種の切断等の際の隔離養生＋湿潤化含む） ●発注者への完了報告義務 ●都道府県等による立ち入り検査対象の拡大
2022年4月1日	●一定規模以上の解体等工事の開始前に労働基準監督署へ調査結果の報告義務（電子報告可）	●一定規模以上の解体等工事の事前調査結果の都道府県等への報告義務（電子報告可）
2023年10月1日	●事前調査の実施者の要件規定 ●分析者の要件規定	●事前調査の調査者の有資格者規定

事前調査結果を都道府県等に報告しなかった場合や虚偽の報告をした場合に30万円以下の罰金、レベル1・2建材の作業基準違反に3カ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されることとなった。

関連して、都道府県等による立入検査の対象が拡大された。

22年、23年施行の内容も

22年4月1日以降は、床面積80㎡以上の解体工事等、一定規模以上の工事事前調査結果を労働基準監督署（工事開始前）およ

び都道府県等に報告する。含有建材が無かった場合も都道府県等への報告は必要とされた。

有資格者による石綿含有建材の事前調査および分析については、23年10月1日以降に義務付けられる。事前調査にあたっては、環境省は30～40万人ほどの有資格者が必要と試算しているが、2020年時点で約2000人程度となっている。現時点では「第3者の有資格者」とまでは規定されていないことから、自社や自グループで事前調査者を養成する解体工事業者も少なくない。